安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 グリス ブレーキシム用 会社名 株式会社MonotaRO

所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階

担当者名 商品お問合せ窓口 電話番号 0120-443-509 FAX番号 0120-289-888 緊急連絡先 所在地と同じ

推奨用途 潤滑剤

使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家

等の判断を仰ぐこと。

整理番号 M250910

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 皮膚感作性 区分1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(消化器)

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分

類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告

危険有害性情報 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H371 消化器の障害のおそれ

注意書き

安全対策 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しない

こと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

(P270)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

(P280)

応急措置 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。

(P302+P352)

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡するこ

と。(P308+P311)

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察/手

当てを受けること。(P333+P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をする

こと。(P362+P364)

保管 施錠して保管すること。(P405)

廃棄内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄

物処理業者に業務委託すること。(P501)

化学物質・混合物の区別

混合物

		100 1110			
化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法]
植物油	40.0~50.0%	不明	不明	不明	企業秘密
二硫化モリブデン	1.0~5.0%	MoS2	(1)–481	既存	1317-33-5
グラファイト	5.0~10.0%	С	不明	不明	7782-42-5
銅	1.0~5.0%	Cu	不明	不明	7440-50-8
炭酸カルシウム	30.0~40.0%	CaCO3	(1)-122	既存	471-34-1
ベントナイト	1.0~5.0%	不明	不明	不明	企業秘密
アセトン	<1.0%	CH3COCH3	(2)-542	既存	67-64-1

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気の場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水および石鹸で洗い流す。

外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診

察を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完

全に洗うこと。

出来るだけ早く医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診察を受ける。口の中が汚

染されている場合には、水で充分に洗うこと。

5. 火災時の措置 消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

特定の消火方法

水を消火に用いてはならない。 可燃性のものを周囲から早く取り除く。 指定の消火剤を使用すること。 消火活動は風上より行う。

初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。 大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。 高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。

消火を行う者の保護

適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。

除去方法

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り 除く。

着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を 用いて回収する。

乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の

場合は盛り土で囲って流出を防止する。 漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。 風上から作業し、風下の人を退避させる。

7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

技術的対策

換気のよい場所で取り扱う。

周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆 型(安全増型)のものとする。

取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うた めの設備を設置する。

漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生さ

取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んでは ならない。

皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な 保護具を着用する。

密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を 付け適切な保護具を着けて作業すること。

注意事項

発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。 屋外での取り扱いは、できるだけ風上から作業する。

安全取扱い注意事項

容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取

扱いをしない。

容器はその都度密栓する。

保管 適切な保管条件 直射日光を避ける。 火気熱源から遠ざける。

通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。

防湿に留意する。

長期間の保管を避ける。

安全な容器包装材料 特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
二硫化モリブデン	未設定	未設定	設定あり
グラファイト	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種 粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m3 総粉塵 2mg/m3	設定あり

銅	未設定	未設定	設定あり
アセトン	500ppm	200ppm(470mg/m3)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準		
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値	
二硫化モリブデン	未設定	未設定	
グラファイト	未設定	未設定	
銅	未設定	未設定	
アセトン	未設定	未設定	

許容濃度(ACGIH)参照先:https://www.acgih.org/

設備対策 取扱い設備は防爆型を使用する。

排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。

取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれ

ないような設備とすること。

屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とす

るか、局所排気装置などにより作業者が暴露から

避けられるような設備とすること。

保護具 呼吸器用の保護具 必要に応じて有機ガス用防毒マスクや送気マスクを着用

する。

手の保護具 必要に応じて耐油性手袋

目の保護具 普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型

皮膚及び身体の保護 長袖作業服等

適切な衛生対策 作業中は飲食、喫煙をしない。

マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。

9. 物理的及び化学的性質

固体 物理状態 形状 ペースト 色 黒銅色 臭い オイル臭 データなし 融点/凝固点 沸点又は初留点及び沸点範 データなし

井

可燃性 データなし 爆発下限界及び爆発上限界 下限 データなし

/可燃限界

上限 データなし

引火点 247℃(基油) 自然発火点 データなし 分解温度 データなし データなし рΗ データなし 動粘性率 溶解度 難水性 n-オクタノール/水分配係 データなし

数

データなし 蒸気圧

密度及び/又は相対密度

相対ガス密度 粒子特性

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

危険有害反応可能性 避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

11. 有害性情報

急性毒性

経口

1.50(g/cm3)

データなし データなし

自己反応性なし 通常条件で安定 データなし

火気、酸化剤との接触

データなし

燃焼等によりCO(一酸化炭素)、NOx(窒素酸化物)、 SOx(硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しない とした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

急性毒性推定値が3490mg/kgのため区分5とした。

JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当 しないに変更。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

吸入

(気体)

GHS定義による気体ではない。

急性毒性推定値が29698ppmのため区分5とした。

JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当 しないに変更。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しな

いため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しな いため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

データ不足のため分類できない。

区分1Aの成分が5%のため、区分1Aとした。

データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。

(生殖毒性)

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しな いため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

※区分2は0.99%含まれる。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分1(消化器)の成分が5%のため、区分2(消化器)とした。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しな いため、区分に該当しないとした。

経皮

皮膚腐食性/皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性

呼吸器感作性 皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性 生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく

特定標的臓器毒性(反復ばく 露)

誤えん有害性

毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急

水生環境有害性 長期(慢

性)

性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計

が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから

分類できないに変更。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計

が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから

分類できないに変更。

生態毒性

残留性•分解性

生体蓄積性

土壌中の移動性

オゾン層への有害性

データなし

データなし

データなし

データなし

データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物の廃棄方法

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理

業者と委託契約して処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へ

そのまま流さないこと。

排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係

する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄

物処理業者に委託すること。

廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれ があるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用するこ

汚染容器・包装の廃棄方法

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約し

て処理する。

14. 輸送上の注意

国内規制 陸上輸送 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に

従う。

海上輸送

船舶安全法等に定めれている運送方法に従う。

航空輸送

航空法等に定められている運送方法に従う。

輸出

輸出貿易管理令 別表第1の16の項に該当

国際規制

国連分類

該当しない

国連番号

該当しない

容器等級

該当しない

15. 適用法令

労働安全衛生法

労働安全衛生法(令和8年 施行分)

労働安全衛生法(令和9年 施行分)

毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進 法(PRTR法)

消防法

水質汚濁防止法

大気汚染防止法

海洋汚染防止法

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第3号別表第9)

モリブデン及びその化合物

銅及びその化合物

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第1号、第3号別表第9)

モリブデン及びその化合物(令別表第9の番号:31) (1-5%)(営業秘密)

銅及びその化合物(令別表第9の番号:22)(1-5%) (営業秘密)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

アセトン(安衛則別表第2の番号:58)(<1%)

特殊健康診断対象物質·現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、 令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

銅

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第3号別表第9)

モリブデン及びその化合物

銅及びその化合物

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第1号、第3号別表第9)

モリブデン及びその化合物(令別表第9の番号:31) (1-5%)(営業秘密)

銅及びその化合物(令別表第9の番号:22)(1%-5%) (営業秘密)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

アセトン(安衛則別表第2の番号:58)(<1%)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

アセトン(安衛則別表第2の番号:58)(<1%)

非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表 第1)

モリブデン及びその化合物(モリブデンとして)(管理番号:453)(1.5%)

非危険物

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を 定める省令第1条別表第2)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環 境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府 県への通達)

危険物(施行令別表第1の4)

外国為替及び外国貿易法

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

水道法

下水道法

労働基準法

16. その他の情報 参考文献

その他

有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の2項

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月 18日省令第12号)

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成 システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。